

## このお仕事で働く皆様へ

このお仕事には、越谷市公契約条例に基づく越谷市独自の「賃金の下限額※」が定められています。

(※条例では、賃金の下限額のことを「労働報酬下限額」と呼びます。)

※ご自身の賃金が下記労働報酬下限額より低いと思う場合、越谷市 又は 受注者である元請業者へ申出をすることができます。

※賃金が労働報酬下限額より低い場合は、不足分を受け取ることができます。また、申出をしたことを理由に、解雇・契約の解除等の不利益な取扱いを受けることは条例で禁止されています。

建設工事 令和7年度 労働報酬下限額

[単位：円(1時間当たり)]

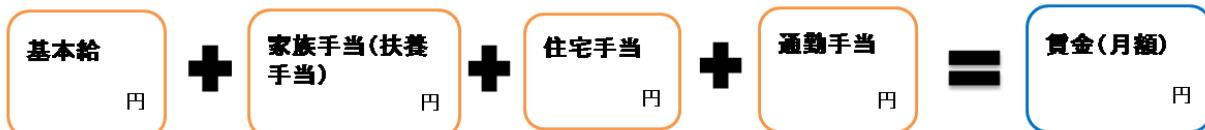
No.	職種	労働報酬 下限額	No.	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,139	27	普通船員	3,432
2	普通作業員	2,858	28	潜水士	5,378
3	軽作業員	1,992	29	潜水連絡員	4,050
4	造園工	2,880	30	潜水送気員	3,960
5	法面工	3,522	31	山林砂防工	3,578
6	とび工	3,578	32	軌道工	6,559
7	石工	3,589	33	型わく工	3,510
8	ブロック工	3,398	34	大工	3,375
9	電工	3,297	35	左官	3,555
10	鉄筋工	3,555	36	配管工	3,049
11	鉄骨工	3,207	37	はつり工	3,353
12	塗装工	3,634	38	防水工	3,882
13	溶接工	3,859	39	板金工	3,792
14	運転手（特殊）	3,454	40	タイル工	3,004
15	運転手（一般）	3,015	41	サッシ工	3,544
16	潜かん工	4,118	42	屋根ふき工	3,758
17	潜かん世話役	4,894	43	内装工	3,713
18	さく岩工	4,377	44	ガラス工	3,510
19	トンネル特殊工	4,107	45	建具工	3,165
20	トンネル作業員	3,454	46	ダクト工	3,285
21	トンネル世話役	4,545	47	保温工	3,083
22	橋りょう特殊工	3,972	48	建築ブロック工	3,213
23	橋りょう塗装工	3,949	49	設備機械工	3,117
24	橋りょう世話役	4,467	50	交通誘導警備員A	2,104
25	土木一般世話役	3,420	51	交通誘導警備員B	1,879
26	高級船員	4,253			

«あなたの賃金を労働報酬下限額と比べてみましょう»

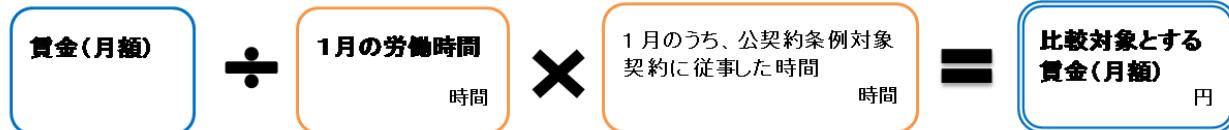
まずは、給与明細を見ながら、下記のお試し用簡単チェックで計算してみましょう！

■建設工事

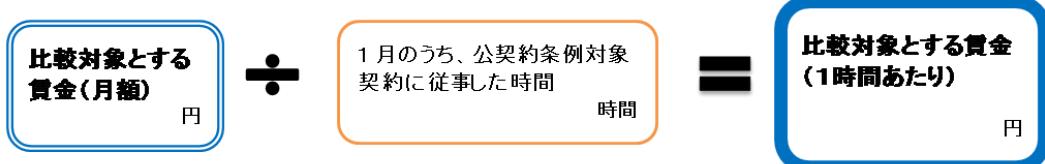
STEP 1：それぞれ月額を当てはめます。



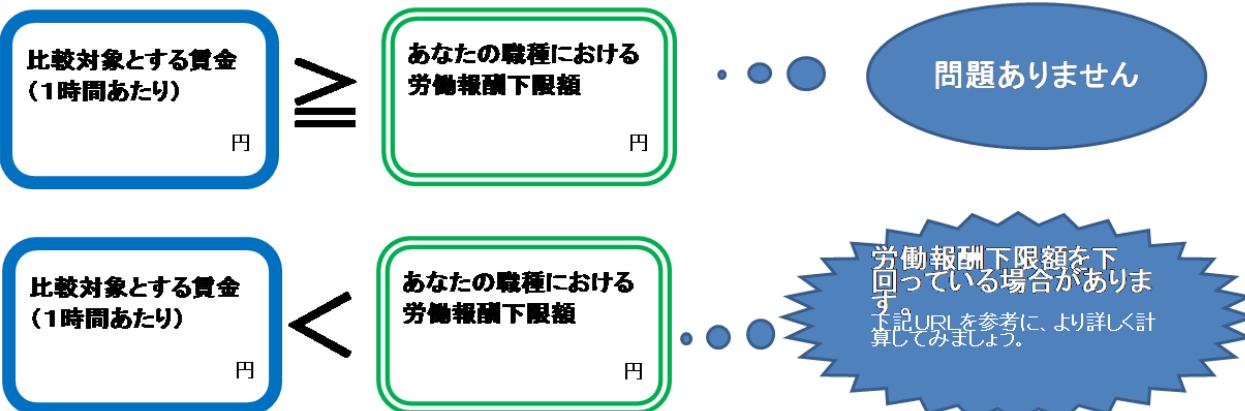
STEP 2：月額のうち、公契約条例対象契約分の額を計算します。



STEP 3：1時間あたりの額を計算します。



STEP 4：職種ごとの労働報酬下限額と比べます。



「越谷市公契約条例の手引き」では、詳しい算出方法を解説しています

■越谷市ホームページ

ホーム>事業者情報>入札・契約・インボイス>入札・契約に必要な手続き>越谷市公契約条例>手引き>「越谷市公契約条例の手引き」



越谷市ホームページ

越谷市公契約条例について詳しくは、越谷市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

越谷市役所 契約課

所在地：〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

電話：048-963-9131 FAX：048-966-6008

メール：keiyaku@city.koshigaya.lg.jp